

人事採用担当者が企画する東京企業研究プログラム

～考えて欲しい「働くこと」の意味。語り合いたい就職活動のあり方。～

就職難と言われるこのご時世に、企業の人事採用担当者が集結し、今までにない新しい取り組みを企画しました。

200名限定募集

ツアーの狙い

①学生の就職支援活動

短期間且つ低コストで、効率的に様々な業界のトップ企業から中小企業をまとめて見学できる

②学生間の交流促進

他校の学生と接する機会を作り、就職活動を互いに支え合える仲間作りを支援する

③雇用のミスマッチ解消

④採用企業とのコネクション強化

ツアーのポイント

①就職活動を模擬体験

これからの就職難を乗り切るための、活用術を惜しみなく提供。

②各企業との交流

「ジョブスタディ(※)」形式によるディスカッションを実施します。企業の採用担当者と直接話を出来るチャンスがあります。(※)「人事採用担当者によるパネルディスカッション」「企業と学生のコミュニケーション」が体験でき、参加企業の中に興味のある企業があれば、その企業の採用担当者と話をできるチャンスがたくさんあります。

③低コストであり最善の効率を実現

学生目線を最大限意識し、低コストでありながら、充実した就職活動のお手伝いができることをお約束します。

④幅広く訪問企業を選定

業界・業種が偏ることなく、さらに大企業から中小企業まで幅広くバラエティーに富んだ訪問企業を選定いたします。

特典

- ①コクヨオリジナル就活グッズをプレゼント
- ②写真付きオリジナル名刺プレゼント

<予定訪問企業一覧>

アクタス、アサヒビール、オリンパス、クレディセゾン、コクヨ、コニカミノルタ
CSKホールディングス、帝国データバンク、テルモ、日本公文教育研究会、野村総合研究所、ブロードリーフ、近畿日本ツーリスト 等

※下記設定出発日によって訪問企業は異なります。
※各ご参加者からの希望や訪問企業を指定することは出来かねますので、予め、ご了承ください。

Point

●当日の受け入れ企業に関しては、学生の皆さんに人気の高い企業を中心に、業界が偏ることなくアレンジをいたします。また、大企業だけでなく、中小企業も複数社盛り込んだ形で、アレンジをいたします。

※最近の就職活動の傾向として、売り手市場だった大学生の就職活動も激変している。大企業にばかり目を向けるのではなく、日本経済の屋台骨を支える中小企業の仕事ぶりも理解していただくよう、行程中には、中小企業の訪問も予定しております。

<設定出発日>

- ①9月7日(火)～9月9日(木) ②9月8日(火)～9月10日(金) ③9月13日(月)～9月15日(水)
- ④9月14日(火)～9月16日(木) ⑤9月15日(水)～9月17日(金)

※出発日により、訪問企業は異なります。また、訪問企業を指定することはできませんので、予めご了承ください。

各班40名×5班＝200名様限定

ご旅行代金(お一人様) **¥25,000.-**

各班共通スケジュール

日数	スケジュール	朝:× 昼:○ 夕:×
1日目	ホテル集合 着替え・休憩⇒企業訪問⇒ホテルへ ジョブスタディ形式のディスカッション <都内泊>	朝:× 昼:○ 夕:×
2日目	ホテル⇒企業訪問⇒ホテル ジョブスタディ形式のディスカッション <都内泊>	朝:× 昼:○ 夕:×
3日目	ホテル⇒企業訪問後、解散	朝:× 昼:○ 夕:×

※当プランは現地(東京)集合プランとなります。※ご旅行代金算出基準日:2010年7月2日
※食事の記載について 朝:朝食 昼:昼食 夕:夕食 ×:食事なし

<利用予定宿泊ホテル>①、②、③:ホテルメトロポリタンエドモントン/④、⑤:ホテルモントレ半蔵門

◆最少催行人員:30名 ◆申込締切日:各出発日の30日前(但し、定員になり次第締切ります) ◆利用予定宿泊機関:ホテルメトロポリタンエドモントンまたはホテルモントレ半蔵門(洋室4名一室 フォース利用 バスタブ・トイレ付き 男女別相部屋) ◆食事:朝食0回、昼食3回、夕食0回 ◆旅行代金(お一人様):25,000円 ◆添乗員:同行しませんが、現地係員がお世話します ◆お一人部屋利用追加代金:部屋数の関係で、お受けできませんので、予めご了承ください。

◆旅行代金について(以下の含まれるもの・含まれないものをご確認ください)

旅行代金に含まれるもの	①宿泊代金:ホテル フォース利用(洋室4名一室利用 バストイレ付き) ②食事代金:朝食0回、昼食3回、夕食0回 ③各企業までの交通費(バスもしくは電車を利用) ④現地係員費用 ⑤2日目到着時の着替えの際の場所代 ⑥企業アレンジ費用 ※上記代金はお客様の都合により、一部利用されなくても払い戻しいたしません。
旅行代金に含まれないもの	上記以外は旅行代金に含まれませんが、参加に当たって通常必要となる費用を例示します。①個人的性格の費用:飲物代、クリーニング代、電話代 など ②傷害、疾病に関する医療費 ③任意の旅行傷害保険料

お申込先
お問合せ

近畿日本ツーリスト(株) トラベルサービスセンター東日本
「人事採用担当者が企画する東京企業研究プログラム」係
TEL:03-6730-3222 FAX:03-6730-3230
〒130-0022 東京都墨田区江東橋3-4-2 錦糸町マークビル3階
営業時間:10:00～17:00(土日祝は休業) 総合旅行業務取扱管理者:鈴木茂次、伊藤義彦
※休業日と営業時間外の取消・変更のお申し出には対応ができませんので、翌営業日の受付となります

《旅行企画・実施》近畿日本ツーリスト株式会社 中央法人旅行支店
観光庁長官登録旅行業第20号(社)日本旅行業協会正会員 旅行業公正取引協議会会員 ボンド保証会員
〒130-0013 東京都墨田区錦糸3-2-1 アルカイースト18階
TEL:03-6658-1031 FAX:03-6658-1032 営業時間:09:30～17:30(土日祝は休業)
総合旅行業務取扱管理者:飯野正和、山森裕己、高川雄二
旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取り扱う営業所での取引責任者です。このご旅行の契約等に関して、担当者からの説明にご不明な点がありましたら、ご遠慮なく旅行業務取扱管理者にご質問ください。

パンフレットに記載の旅行条件および旅行手配のために必要な範囲内の運送・宿泊機関等その他への個人情報の提供について同意の上、以下の旅行に申し込みます。

フリガナ			性別	生年月日		希望 出発日
氏名			男・女	19 年 月 日生		
住所	〒 ー					
電話番号			携帯電話			
大学名			学年	年生		
学部名			学科名			
希望業種						
備考欄						

ご旅行条件書

■お申し込み

- 申込書に必要事項を記入の上、ご郵送またはFAXください。同時にご旅行代金を所定の口座にお振込みください。★ご旅行代金は、「旅行代金」「取消料」「運送料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。
- 電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3営業日以内に申込書の提出と旅行代金のお支払いが必要です。旅行代金のお支払いがない場合キャンセル扱いとします。(キャンセルされる場合は、ご連絡をお願いします。)
- a. 旅行開始日より75歳以上の方、b. 身体に障害をお持ちの方、c. 健康を害している方、d. 妊娠中の方、e. 補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。
- お申し込み時20歳未満の方は、親権者の同意が必要となります。(申込書備考欄に同意の旨をご記入ください。)
- 本旅行は近畿日本ツーリスト株式会社企画・募集実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでいただきます。契約は、当社の承諾と旅行代金の受取をもって成立するものと、成立日は当社が旅行代金を受取した日とします。
- 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件
 - 当社は、当社が提供するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、会員の署名なくして旅行代金のお支払いを受けること(以下「通信契約」といいます)を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。
 - 通信契約の申込みの際、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
 - 通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発送した時に成立します。ただし当該契約の申込みを承諾する旨の通知をメール、FAX、留守番電話等で送付する場合は、当該通知が会員に到着したときに成立します。
 - 通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。

■旅行代金・追加旅行代金

申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。追加代金は、①一人部屋追加代金、②延泊による宿泊代金などをいいます。

■確定日曜表

確定した航空機の便名や宿泊ホテル名などが記載された確定日曜表は、ご出発の前日までに交付します。ただし、出発の7日前以降にお申込の場合は旅行開始日より前日までに交付することがあります。なお、交付日以前であってもお問合せいただければ手配状況についてご説明いたします。

■旅行契約内容・代金の変更

- 当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画よりない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更により旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日以前に告知させていただきます。
- 寄附人数でお申込みの場合一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けられた旅行において、複数で申し込んだお客様の方が契約を解除したために他のお客様が一人部屋となったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けられるほか、一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けられます。

■取消料のかかる場合(お客様による旅行契約の解除)

お客様は、下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目(日帰り旅行にあっては10日目)から8日目までの取消	旅行代金の 20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目から前々日までの取消	旅行代金の 30%
旅行開始日の前日	旅行代金の 40%
旅行開始日当日(旅行開始前)	旅行代金の 50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合	旅行代金全額

- 当社の責任とならない理由等によるお取消しの場合も表記取消料をいただきます。
- 取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。
- 取消料のかからない場合(お客様による旅行契約の解除)
下記の場合は取消料はいただきません。(一部例外)
①旅行契約内容に重要な変更が行われたとき。重要な変更とは「旅程保証」の項1～8に定める事項をいいます。
②旅行代金が増額された場合。
③当社が確定日曜表を表記の日までに交付しない場合。
④当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

■当社による旅行契約の解除

次の場合当社は旅行契約を解除することがあります。(一部例外)
①お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目(日帰り旅行は3日目)に当る日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
②旅行代金を期日までに支払いただけないとき
③申込条件の不適合
④病気、団体旅行への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。

■当社の責任

当社は当社または手配代行者がお客さまに損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に関係する賠償限度額は1人15万円(ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。)。また次のような場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

■特別補償

当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行契約特別補償規程により、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～3万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度)(ただし、一組又は一対について)の補償限度額(10万円)を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合には、「当旅行参加中」とはいたしません。

■旅程保証

旅行日程に下記に掲げる変更が行われた場合は、旅行契約(企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下記に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金ものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内での旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

■お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利、義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

■お客様の交遊

お客様が当社が承諾した場合、所定の手数料をお支払いいただくことにより交遊することができます。

■事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日曜表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

■個人情報の取扱いについて

- 当社は、お申し込みいただいた旅行の手配等のために、運送・宿泊機関等に対し、お客様の氏名、性別、年齢、電話番号をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。
- 当社およびご旅行をお申し込みいただいた受託旅行業者(以下「販売店」)は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。
- 当社、当社のグループ企業および当社と提携する企業等が取り扱う商品、サービスに関する情報をお客さまに提供させていただくことがあります。
- 上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

■募集型企画旅行契約の解除について

この条件に定めのない事項は当社旅行契約(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行契約をお申し込みの方は、当社にご請求ください。当社旅行契約は、当社ホームページhttp://www.knt.co.jpからもご覧いただけます。当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条5により交付する契約書面の一部になります。

【申込方法】

- 上記申込書に必要事項をご記入の上、送付もしくはFAXにてお申込ください
- 同時にご旅行代金を下記口座へお振込みください。

《振込口座》

三井住友銀行 中央支店 (普)8799875
近畿日本ツーリスト(株) 中央法人旅行支店